**一般財団法人　教育実践学研究所研究員募集要項**

　当財団は、定款第4条の教育実践者への教育実践研究の奨励及び助成の項目の事業目的の達成のために、教育実践学研究所研究員を募集します。

1. 対象　原則は日本国内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員（雇用形態は問いません）を対象としますが、広く社会教育等の実践に関わる方も可能。
2. 助成期間　原則助成を受けたその年度の1年間ですが、最大3年間の助成を連続で受けることも可能（ただし、申請書は毎年提出が必要で審査されます）。
3. 助成金額　助成は年額15万円とします。ただし、この金額は改定されることもあります。
4. 助成対象経費　研究の実施に直接必要な経費を対象とします。

・研究費（研究に直接必要な消耗費、材料費、書籍代、制作費など）

・旅費交通費（ガソリン代、レンタカー代、宿泊費、学会旅費など）

・人件費（委託費、アルバイト等の謝金など）

・雑費（印刷費、論文校閲費、会合費など）

1. 申請方法　教育実践学研究所のホームページより申請書をダウンロードし、記入の上、[info@jissenken.or.jp](mailto:info@jissenken.or.jp)へメールで応募して下さい。応募期間は、2月～５月となります。
2. 選考方法　選考は教育実践学研究所選考委員会で審査を行い、6月中にメールで連絡します。
3. 助成金の支払い・精算　助成金は、申請者本人名義の銀行口座に振り込みます。助成金はすべて使い切るようにしてください。余剰がでた場合は返金してもらいます。
4. 助成者の責務　助成者は、その研究の成果を教育実践学会（<http://www.kyoiku-jissen.org/>）の学会大会（例年12月に開催）で発表をしてもらいます。研究の成果が間に合わなかった場合は、次年度でも可能です。なお、発表するにあたり、初年度は教育実践学会に入会してもらいます。その初年度の学会費は当財団が負担します。次年度以降学会を継続するかは申請者が選択してください。
5. 報告書の提出　助成を受けた年度の3月31日までに、研究結果及び経費報告書を提出して下さい。領収書等は必ず保管しておいて下さい。報告書は、当財団ホームページからダウンドードしてください。